

平成 26 年 3 月 11 日

各 位

東京都渋谷区南平台町 17-6
会 社 名：イー・キャッシュ株式会社
代表者名 代表取締役 小山 静雄
(コード番号：3840 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役 小山 静雄
電話番号 03-6823-6011 (代)

**第三者割当による新株式及び第 6 回新株予約権の募集並びに
主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 3 月 11 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第 6 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 第三者割当による新株式及び第 6 回新株予約権の募集

1. 募集の概要

＜株式に係る募集の概要＞

(1) 払 込 期 日	平成 26 年 3 月 27 日
(2) 発 行 新 株 式 数	当社普通株式 17,731 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 14,100 円
(4) 資 金 調 達 の 額	250,007,100 円 (差引手取概算額 235,882,100 円)
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方式により、Oak キャピタル株式会社にて全ての株式を割り当てます。
(6) そ の 他	当社は、Oak キャピタル株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株式に係る総数引受契約を締結する予定であります。

＜新株予約権に係る募集の概要＞

(1) 割 当 日	平成 26 年 3 月 27 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	10,639 個
(3) 発 行 価 額	7,564,329 円 (本新株予約権 1 個当たり 711 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	53,195 株 (本新株予約権 1 個につき 5 株)
(5) 資 金 調 達 の 額	757,613,829 円 (差引手取概算額 732,988,829 円) (内訳) 新株予約権発行分 7,564,329 円 新株予約権行使分 750,049,500 円
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 14,100 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方式により、全額を Oak キャピタル株式会社にて割り当てます。
(8) そ の 他	①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取

	<p>得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金711円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものいたします。</p> <p>②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものいたします。</p> <p>③当社は、Oakキャピタル株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約を締結する予定であります。</p>
--	--

2. 募集の目的及び理由

(1) 財務基盤の強化

当社は、平成25年3月期において債務超過となり、株式会社東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」第603条第1項第3号（債務超過）に該当したことから、猶予期間入り銘柄となっております。

この度の資金調達目的は、債務超過の解消、及び事業の再生を図るための確固たる財務基盤の構築です。また、本新株式及び本新株予約権の総額約10億円を引受けるOakキャピタル株式会社が持つ投資先企業の企業価値向上に向けた施策の実績と経験を、当社の成長戦略に活用してまいります。

当社は、平成19年3月の上場以来、RFID技術を応用した新規事業の企画立案及び実行サービス（RFID事業）に加え、電子商取引を行うEC事業者に対するクレジットカード決済処理サービスの提供及びクレジットカード決済に関わるクレジットカード会社との加盟店契約代行及び売上代金の収納代行（決済代行事業）を中心とした、積み上がり型収益モデル事業の構築のほか、医療・環境分野へのマーケティング支援サービス並びに携帯サイト専用アクセス解析サービスなどを提供してまいりました。

また、現在の当社のコア事業である決済代行事業とシナジー効果のある事業を展開する目的で、平成25年2月8日付けで、株式会社アトラスの全株式を取得し、100%子会社化いたしました。株式会社アトラスは、オーダーメイドの旅行を中心に、海外・国内業務渡航や学術渡航の企画販売及び手配業務を営んでおります。株式会社アトラスの業績は、平成24年12月期（売上：385,558千円、営業利益：2,998千円、当期純利益：850千円）、平成25年12月期（売上378,029千円、営業損失14,501千円、当期純損失21,725千円）と推移しております。

こうした経緯の元、当社は安定した収益基盤の構築を図るべく取り組んでまいりましたが、当社が計画したRFIDに関するハードウェア、ソフトウェア等の開発請負業務（売り切り型）から積み上がり収益モデル（サービス提供型）への転換が進まなかったこと、及びM&Aにより新たに事業展開した医療・環境分野・マーケティング分野の事業において、当社が期待していたほどの収益を計上することができなかったことから、平成25年3月期まで5期連続の営業損失、経常損失を計上し、平成25年3月期第2四半期末において債務超過となり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が生じております。

この度の資金調達により、下記施策を実行して経営の安定と将来の成長を実現してまいります。

① 債務超過解消のための資本増強

当社は、当第3四半期末で、140,131千円の債務超過となっております。この度の資金調達により債務超過を解消して上場廃止を回避いたします。

② 財務体質を強化

当社は、財務基盤を確実なものにし、今後進めて行く経営計画並びに事業計画を推進し、企業価値の向上を目指します。

③ 既存事業の収益基盤強化

- a 決済代行サービスを中核とした自社サービスの拡大戦略

従来から安定的に売上を計上している決済代行サービスを中核として、公共料金や、家賃、保険料、割賦販売の分割支払いほか、生活に密着し、かつ毎月の月額サービスが見込まれる自動口座振替、及びコンビニ決済の分野、また、新たな決済支払いの分野の開拓に努めて、店舗カード決済、電子マネー決済等の新機能の付加を行い、本事業の拡大を図ります。

b 子会社による旅行事業サービスの拡充

インターネット広告サイトを利用することにより、当社独自のオーダーメイド旅行、海外・国内業務渡航の企画販売及び手配業務、及び学術渡航の企画販売及び手配業務を強化してまいります。また、旅行業第一種免許を取得することにより、購買力が強化され、お客様のニーズに合った商品を充実させるとともに、より廉価でのサービス提供が可能となります。新規顧客やリピーターを増やし、安定した収益基盤を構築してまいります。

c 決済代行と旅行事業の相互連携

子会社である株式会社アトラスが企画提供する旅行サービスや損害保険事業の Web 決済機能など、当社の決済代行システムやサービス運用のノウハウを同業他社へ提供・活用の展開をしてまいります。

(2) 新規事業の展開

当社が成長するために、既存事業に加え新たな収益の柱として、当社の RFID 技術を活かし、IT 化する医療分野でメディカル関連サービス事業等を新規事業分野の 1 つとして展開してまいります。また、Oak キャピタル株式会社が持つ幅広い企業ネットワークを活用して新規事業の展開に活かしてまいります。

当社が安定的な事業活動を実施するためには、上記のような取り組みにより、既存事業である決済代行事業・旅行事業の黒字化を図るとともに、新規事業を成長軌道に乗せ、新たな収益基盤を築くことが重要であります。しかしながら当社の手元資金だけでは、これらを実現することは困難であり、債務超過である状況では、取引先から十分な与信が得られず、決済代行事業を拡大する上で大きな障害となっております。

以上により、債務超過を解消し、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上を図るため、当社及び株式会社アトラスに対する投資資金、運転資金、及び新規事業開始のための資金を確保する目的で、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の募集を行うことといたしました。

なお、本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、債務超過の状況にある当社の状況や資金調達の目的に理解を頂きました割当予定先との協議により、決定いたしました。

本新株式の発行に加えて本新株予約権が全て行使された場合、当社株式が発行前の発行済株式総数に対して 108.72%、発行前の議決権総数に対して 120.67%希薄化することとなります。しかしながら、当社取締役会の判断として、今回の資金調達は、平成 26 年 3 月末までに債務超過を解消して上場廃止を回避するとともに、財務体質を強化することが当社の中長期的な企業価値の増大、ひいては既存株主様の株主価値の向上に繋がるものと判断し、本新株式の発行及び本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。

(3) 本新株式及び本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、当社の成長戦略において必要となる機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、複数の投資家候補の中から割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、債務超過の状況にある当社の状況では、引き受けていただける投資家を募ることは困難であり実現可能性は低いと考えられること、また、上場廃止を回避するには平成 26 年 3 月末までに債務超過を解消する必要があることから時間的な制約を考慮すると、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

その一方で、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達スキームは、本新株式の発行により、債務超過解消のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

また、本新株式の発行による調達額 250 百万円と本新株予約権の発行による調達額 757 百万円（すべて行使された場合）の割合については、喫緊の課題である債務超過解消に必要な資金を本新株式による調達とし、既存事業への投入、及び新規事業の着手予定に沿った資金を主に本新株予約権による調達としております。なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに、別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

以上のことを総合的に勘案し、今回の本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を実行することを決定いたしました。

（４）本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は 14,100 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 53,195 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額にて取得することができます。
- ③ 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ④ 当社は、有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で以下の内容を含む総数引受契約を締結いたします。

（ファーストリフューザル）

総数引受契約書の締結日（平成 26 年 3 月 27 日締結予定）から 2 年間、当社が株式、発行会社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券（新株予約権又は新株予約権付社債及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）を発行もしくは交付もしくは処分（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。）（但し、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを付与する目的のものを除く、及び既発行の第 4 回新株予約権の行使による株式の発行は除く。）をしようとする場合には、Oakキャピタル株式会社において、所定の手続に従い、その引受の優先権を有するものとする。なお、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権が存在しなくなった時点で、かかる優先権は消滅するものとする。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は

14,100円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から53,195株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありませぬ。

- ② 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は過去における上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、投資実績があり、失権なども発生していないことから払込みの確実性が極めて高いと考えることができること
- ③ 割当予定先であるOakキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること
- ④ 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は当社以外においても日本の上場企業の新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に進んでおり、割当先としての信頼感が高いことと共に、新株予約権の引受け先である他社の実績からも早期の行使が期待できること
- ⑤ 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること
- ⑥ 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額にて取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株式の発行に加えて本新株予約権の行使が進んだ場合、70,926株（本新株式の発行17,731株、本新株予約権の全てが行使価額14,100円で行使された場合に53,195株）の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること
- ② 本新株予約権の行使請求期間である、平成26年3月28日から平成28年3月27日までの2年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならないこと

既存の株主の皆様には本新株式の発行及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることになり、中長期的な観点から見れば、株主の皆様が利益が高まるものと認識しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,007,620,929円 (内訳) 本新株式の発行による調達額 250,007,100円 本新株予約権の発行による調達額 7,564,329円 本新株予約権の行使による調達額 750,049,500円
② 発行諸費用の概算額	38,750,000円 (内訳) 本新株予約権公正価値算定費用 1,000,000円 アドバイザー報酬 31,250,000円 第三者委員会の組成費用 2,000,000円 登録免許税 3,500,000円 その他諸費用(司法書士、信託報酬等) 1,000,000円
③ 差引手取概算額	968,870,929円

※1. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりませぬ。

※2. 調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額750百万円につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があ

ります。その場合には、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」欄の各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともにメディカル分野の新規事業縮小や別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

- ※3. アドバイザリー報酬は、クレアシオン・インベストメント株式会社（住所：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号、代表者：代表取締役 朝井隆夫）に対するものであります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
i 旅行事業・決済代行事業の運転資金	111百万円	平成26年3月～平成27年3月
ii 旅行事業の投資資金	96百万円	平成26年10月～平成26年12月
iii 決済代行事業の投資資金	100百万円	平成26年10月～平成26年12月
iv 借入金の返済	181百万円	平成26年3月～平成27年1月
v メディカル関連サービス事業の投資資金	480百万円	平成27年1月～平成27年12月

- ※1. 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、普通預金にてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定であります。
- ※2. 現時点において想定している資金使途の優先順位は、上記、i、iv、ii、iii、vの順であります。
- ※3. 本新株式の払込金額及び本新株予約権の払込金額による手取金については上記 i 及び iv の一部に充当いたします。また、本新株予約権の行使による払込金額は上記ivの一部、ii、iii、vに充当いたします。
- ※4. 上記投資資金の合計676百万円で投資を企図する会社の現段階で入手した決算書における営業利益の単純合計は約166百万円です。

本新株式の発行（手取概算額235百万円）及び本新株予約権の発行（手取概算額732百万円）による調達資金（手取概算額968百万円）につきましては、以下のとおり使用いたします。なお、本新株式の発行による調達額と本新株予約権の発行による調達額の割合については、債務超過解消に必要な資金を本新株式による調達（運転資金と借入金の返済に充当）とし、既存事業の投資資金、及びメディカル関連サービス事業の投資資金を主に本新株予約権による調達としております。

i 旅行事業・決済代行事業の運転資金

当社における運転資金として、毎月約45百万円（買掛金支払として30百万円、人件費として5百万円、営業経費として5百万円、上場維持関連費用及び株式事務費用として2百万円、家賃及びその他諸経費等として3百万円）が必要となり、そのうち約9百万円の運転資金が毎月不足することを過去の実績から想定しております。従いまして平成26年3月から平成27年3月までの運転資金として111百万円を充当し、資金繰りの安定化を行います。また、平成27年4月以降の運転資金につきましては、当社事業から得た収益をもって運転資金を賄うことを予定しております。

ii 旅行事業の投資資金

現在、当社子会社である株式会社アトラスにおいて、独自のオーダーメイド旅行、海外・国内業務渡航の企画販売及び手配業務、及び学術渡航の企画販売及び手配業務を行っておりますが、同社の業績は、平成24年12月期（売上：385,558千円、営業利益：2,998千円、当期純利益：850千円）、平成25年12月期（売上378,029千円、営業損失14,501千円、当期純損失21,725千円）と推移しております。

同社はこれまで、主たるサービスである手作り旅行に注力し、小回りの利くアットホームな旅行手配を心がけることによりリピーターを確保してまいりましたが、同社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローは厳しい状態が続いており、営業人員の雇用や仕入れ資金・広告宣伝費の確保など、営業基盤の整備・拡張がままならない状況であります。

現在同社が提供するサービスの販売に携わる人員は、東京1名、京都5名の合計6名であり、東京地区の営業力強化が喫緊の課題となっております。今回の調達により得た資金を利用して、「ヤ

フー！トラベル」、「じゃらんnet」、「楽天トラベル」等のインターネット広告サイトに同社の広告を掲載し、東京地区の営業人員を2名増強（当面は決済事業社員が兼務しますのでコスト増はありません）することにより、同社の認知度の向上や、同社サービスの利便性を向上させてまいります。

また、同社が新規顧客を開拓するためには、お客様のニーズに合った商品を充実させることが必要であることから、GSA（General Sales Agency、海外航空会社の日本地区総代理店）の契約を有する会社のM&Aをファイナンシャルアドバイザーを通して検討しております。その会社は日本での旅行業の登録はありませんが、その会社の事業内容や財務内容、業績、事業計画及び当社がM&Aした場合の事業計画（当社作成）などから総合的に判断してM&A価額を約96百万円と想定（100%の支配権を取得することを想定）しており、今回の調達資金のうち、約96百万円を同M&A資金として使用いたします。M&A価額は当社がその会社をM&Aした場合の事業計画の将来営業利益の3倍程度（3年で投資回収できる水準）にあたり、現検討段階では妥当な水準だと判断しております。今後、本新株予約権の行使が進みM&A資金を確保した段階で、事業的、会計・財務的、法的な買収監査を行いその会社をM&Aすることを精査する予定です。

当社がGSA（General Sales Agency、海外航空会社の日本地区総代理店）の契約を有する会社を取得することにより、当社子会社である株式会社アトラスは、パッケージ旅行の主催会社にそのGSAが扱う海外航空会社の航空券の卸売業を行うことが可能となります。また、株式会社アトラスがそのGSAが扱う海外航空会社の航空券の予約販売が可能となり、より廉価な旅行商品の提供が可能となります。

以上の、施策を実行することにより、新規顧客やリピーターを増やし、安定した収益基盤を構築してまいります。

但し、当社株式の株価の低迷などにより、本新株予約権の行使が当初計画通り進まない場合、M&Aの完了が遅れる可能性があります。なお、現在検討しているM&Aが不成立となった場合は、Oakキャピタル株式会社が持つ幅広い企業ネットワークを活用するなどして同事業分野の別のM&A候補先を探し、そのM&A資金として充当いたします。また、支出予定時期までにM&Aが完了しなかった場合、またはM&Aを決定した場合は、その旨を開示いたします。

iii 決済代行業の投資資金

平成26年度の決済代行業市場は、約10兆2,820億円と推定されており、スマートフォンの普及により、スマートフォンを経由した購買が増加するなど、EC（電子商取引）市場の拡大を背景に、平成28年度には、約12兆6,040億円まで成長する見込みです。（株式会社矢野経済研究所推計）

また、クレジットカード業界においても、クレジットカードショッピングが好調に推移する中、インターネット購買をはじめ、公共料金・公金や家賃・医療など生活に密着した支払い分野など非対面でのクレジットカード利用が浸透し、今後もクレジットカードの利用が拡大すると当社は見込んでおります。

このような市場環境において、決済代行業者間の競争は激化しており、新規顧客を獲得するためには、加盟店及び決済サービスを利用するユーザーのニーズを汲み取り、利便性が高く、安心して利用できる決済サービスを展開していくことが求められます。

現在当社では、電子商取引を行うEC事業者に対するクレジットカード決済処理サービスの提供並びにクレジットカード決済に関わるクレジットカード会社との加盟店契約代行及び売上代金の収納代行を行う決済代行業を行っておりますが、平成24年3月期において、売上高12,272千円、営業利益4,379千円、平成25年3月期において、売上高12,826千円、営業損失1,147千円と推移しており、安定的な収益を計上するには至っておりません。売上が微増しましたが営業損失となりましたのは人員を増強したためです。

当社の現在の業績や財務内容では、クレジットカード会社から十分な与信が得られず、他社より不利な条件での営業を強いられるだけでなく、加盟店及び決済サービスを利用するユーザーに対して、クレジットカード決済以外のサービス（コンビニ収納・電子マネー・Pay-easy・代引・口座振替・キャリア決済・ネット銀行決済等）を提供することができず、新規顧客獲得や事業拡大の障害となっております。

今後、当社が新規顧客を獲得し、業績を拡大していくためには、既にクレジットカード会社から十分な与信を得て、加盟店を多数抱える企業・各決済事業者・ECサイト構築支援事業者などとの相互に利益享受可能な業務提携及びM&Aにより、効率的な加盟店獲得を進めることが、近道であると判断し

ております。

現在、当社は口座振替サービスや電子マネー・コンビニ決済サービスを行う会社のM&Aを検討しております。候補となる会社グループとは直接交渉を行っております。その会社グループは複数の会社から構成されており、現時点では設立間もない会社と債務超過状態の会社であります。その会社グループの事業、公開会社である当社がM&Aすることによる信用力の向上、当社との協業による相乗効果などを勘案した事業計画（当社作成）から想定される将来営業利益水準を下回る水準（1年で投資回収できる水準）である約100百万円をM&A価額として想定（100%の支配権を取得することを想定）しております。平成26年末までにはまとまる見込みで交渉を行っており、今回の調達資金のうち、約100百万円を同M&A資金として使用いたします。

具体的には、本新株予約権の行使が進みM&A資金を確保した段階で、M&Aに係る事業的、財務・会計的、法的な買収監査に着手し、その会社グループを精査したうえでM&Aを完了させる予定です。

但し、当社株式の株価の低迷などにより、本新株予約権の行使が当初計画通り進まない場合、M&Aの完了が遅れる可能性があります。なお、現在検討しているM&Aが不成立となった場合は、Oakキャピタル株式会社が持つ幅広い企業ネットワークを活用するなどして同事業分野の別のM&A候補先を探し、そのM&A資金として充当いたします。また、支出予定時期までにM&Aが完了しなかった場合、またはM&Aを決定した場合は、その旨を開示いたします。

iv 借入金の返済

合同会社エージェンシー（住所：東京都中央区築地三丁目1番10号、代表者：代表社員 武内秀之）に対する以下の借入金を返済いたします。

資金使途	借入日	返済期日	当初借入額	返済額 支払金利額	借入残高	金利
運転資金	平成24年11月13日*	平成25年11月12日 (覚書締結後延長) 平成26年11月12日	50,000千円	0千円 2,267千円	50,000千円	3.5%
運転資金	平成24年11月20日	平成25年4月24日	20,000千円	20,000千円 299千円	0千円	3.5%
運転資金	平成25年2月8日	平成26年2月7日	48,000千円	0千円 1,776千円	48,000千円	3.5%
運転資金	平成25年5月15日	平成26年5月14日	3,000千円	0千円 78千円	3,000千円	3.5%
運転資金	平成25年6月14日	平成26年6月13日	20,000千円	0千円 498千円	20,000千円	3.5%
運転資金	平成25年8月19日	平成26年8月18日	14,000千円	0千円 260千円	14,000千円	3.5%
運転資金	平成25年9月18日	平成26年9月17日	2,500千円	0千円 43千円	2,500千円	3.5%
運転資金	平成25年9月30日	平成26年9月29日	5,500千円	0千円 80千円	5,500千円	3.5%
運転資金	平成25年10月21日	平成26年10月20日	8,000千円	0千円 115千円	8,000千円	3.5%
運転資金	平成25年10月30日	平成26年10月29日	3,500千円	0千円 40千円	3,500千円	3.5%
運転資金	平成25年11月19日	平成26年11月18日	8,500千円	0千円 83千円	8,500千円	3.5%
運転資金	平成25年12月20日	平成26年12月19日	10,000千円	0千円 68千円	10,000千円	3.5%
運転資金	平成26年1月24日	平成27年1月23日	8,000千円	0千円 45千円	8,000千円	3.5%
			201,000千円	20,000千円	181,000千円	

				5,657千円	
--	--	--	--	---------	--

*当社の自己株式6,460株に質権が設定されています。

v メディカル関連サービス事業の投資資金

当社が成長するために、既存事業に加え新たな収益の柱として位置付けているメディカル関連サービス事業（市場）は、従前から行っている事業領域であり、いったん完全撤退いたしました。高齢化社会の到来や食生活の変化、また関係法施行などの環境変化を背景とし、大きく変貌を遂げようとしています。それに伴い、より安定した治療や早期治療・治癒及び医療事故防止などに結びつけるべく、医療関連技術の高度化や、医療機器及び医療材料の安全化、高品質化に向け、医療分野のIT化が求められています。

このような社会的にも重要性を増している分野において、長年で培った当社のRFID技術が活かせる分野があると判断し、当社の新規成長事業分野の1つとして展開してまいります。

具体的には、医療分野に特化したRFIDシステム開発会社への出資を予定しております。同社は設立十数年の会社であり、現在Oakキャピタル株式会社を通して検討を進めておりますが、本新株予約権の払込が完了次第、同社の事業的、財務・会計的、法的な買収監査に着手し、同社を精査し、平成28年3月期第3四半期までに、M&Aを完了させ新規成長市場に参入し、将来的に決済代行事業及び旅行事業に続く、当社のコア事業の一つに成長させてまいります。現時点での同社の財務内容、事業、業績、同社作成の事業計画などから総合的に勘案しM&A価額は同社の将来営業利益の3倍程度（3年で投資回収できる水準）の約470百万円と想定しており、現段階では妥当な水準だと判断しております。なお、投資を予定している480百万円のうち、買収監査費用として10百万円、M&A資金として約470百万円を使用する予定であります。このM&Aは100%の支配権を取得することを想定しておりませんが同社は当社の連結子会社になることが現段階では見込まれ、今後の同社の事業的、財務・会計的、法的な買収監査の結果によりますが、平成29年3月期に約200百万円の営業利益の寄与を現段階では見込んでおります。

但し、当社株式の株価の低迷などにより、本新株予約権の行使が当初計画通り進まない場合、M&Aの完了が遅れる可能性があります。なお、現在検討しているM&Aが不成立となった場合は、Oakキャピタル株式会社が持つ幅広い企業ネットワークを活用するなどして同事業分野の別のM&A候補先を探し、そのM&A資金として充当いたします。また、支出予定時期までにM&Aが完了しなかった場合、またはM&Aを決定した場合は、その旨を開示いたします。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の既存事業の強化と成長戦略に基づく新事業分野での事業展開を通じた、収益機会の拡大を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額につきましては、割当予定先と協議のうえ、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（平成26年3月10日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値と同額の14,100円といたしました。

当該発行価額は、本新株式に係る取締役会決議日の直前1か月間の終値平均値13,707円に対する乖離率は+2.87%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均値15,496円に対する乖離率は△9.01%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均値14,025円に対する乖離率は+0.53%であります。

本新株式の発行価額の決定において、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしましたのは、平成26年2月12日に平成26年3月期第3四半期決算短信を発表いたしまし

たが、直近の当社業績の動向並びに当該決算短信発表後の株式市況全般の動向及び当社株式の株価動向から直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと判断したためであります。また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）にも準拠していることから、当社取締役会は、特に有利な発行価額には該当せず適正であると判断いたしました。

本日開催の当社取締役会にて監査役 4 名（全員社外監査役）が、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）に準拠しているとともに、取締役会決議日の直前取引日における終値を基準に発行価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しており、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

② 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正を期すために第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（住所：東京都港区東麻布 1-7-7、代表者：小幡治）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼いたしました。同社は割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成 26 年 3 月 10 日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0.00%）、割引率（リスクフリーレート 0.1%）、ボラティリティ（97.1%）、本新株予約権に付された 180%コールオプション条項（当該条項の詳細は、前記「1. 募集の概要 <新株予約権に係る募集の概要>（8）その他 ①」に記載のとおり）及び 1 日当たりの売却可能株式数（直近 2 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり平均売買出来高（5.0%））等について一定の前提を置いて、権利行使期間（平成 26 年 3 月 28 日から平成 28 年 3 月 27 日まで）その他の発行条件の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、新株予約権 1 個の公正価値を 711 円（1 株当たり 142.2 円）と算定いたしました。

当該算定は、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、当社取締役会は、この評価を妥当として、本新株予約権 1 個の発行価額を金 711 円といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 26 年 3 月 10 日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値と同額の 14,100 円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均値 13,707 円に対する乖離率は+2.87%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均値 15,496 円に対する乖離率は△9.01%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均値 14,025 円に対する乖離率は+0.53%となっております。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役 4 名（全員社外監査役）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、かつ適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、発行価額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式により発行される株式数は 17,731 株（議決権の数は 17,731 個）であり、また、本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は 53,195 株（議決権の数は 53,195 個）であります。これらを合算すると、発行される株式数は 70,926 株（議決権の数は 70,926 個）となり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数 65,237 株（議決権の数は 58,777 個）に対して 108.72%（議決権の総数に対する割合は 120.67%）となることから大幅な希薄化につながるようになります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達につきましては、①債務超過を解消し、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであること。②当社株式の過去1年間の1日当たりの平均売買出来高は 1,039 株であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株式及び本新株予約権がすべて行使された場合に発行される株式数は 70,926 株であり、本新株予約権の行使期間である2年間で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は 145 株となり、上記1日当たりの平均売買出来高の 13.96%となることから、発行した株式の市場での消化は可能であると考えられること。③発行する株式の希薄化の規模から流通市場における当社株式の株価に一定の影響を与える可能性は否定できませんが、割当予定先であるOakキャピタル株式会社の当社株式の保有方針は、当社の株式価値の向上を目指した純投資であるものの、可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していく旨の表明を頂いていること及び上記②に記載のとおり当社株式は一定の流動性を有していることから当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものであると考えられることから、発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

なお、本新株予約権には、上記1.「募集の概要」「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、一定の条件のもとで、一定の手続を経て、当社が本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により、本新株予約権の行使の促進を促し、早期に必要な資金の調達ができるようになっております。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	O a k キャピタル株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂8丁目10番24号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
(4) 事 業 内 容	投資事業
(5) 資 本 金	3,401百万円(平成25年12月31日現在)
(6) 設 立 年 月 日	大正7年2月22日
(7) 発 行 済 株 式 数	46,398,620株(平成25年12月31日現在)
(8) 決 算 期	3月
(9) 従 業 員 数	(連結)38名(平成25年3月31日現在)
(10) 主 要 取 引 先	一般法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	エルエムアイ株式会社16.38%、山崎光博4.71%、日本証券金融株式会社3.73%(平成25年9月30日現在)

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連 結 純 資 産	2,637	1,891	1,269
連 結 総 資 産	3,179	2,439	1,785
1株当たり連結純資産(円)	118.34	84.04	52.20
連 結 売 上 高	4,351	926	1,538
連 結 営 業 利 益	39	△645	△329
連 結 経 常 利 益	8	△656	△342
連 結 当 期 純 利 益	115	△659	△485
1株当たり連結当期純利益(円)	5.24	△29.77	△21.13
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を行っております。同社は新興市場のIT企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、確実な実績を上げております。

当社は、当社の代表取締役である小山静雄の知人から紹介を受けた、ファイナンシャルアドバイザーであるクレアシオン・インベストメント株式会社より、Oakキャピタル株式会社の紹介を受け、同社に対して当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、支援して頂くことになりました。

その後、Oakキャピタル株式会社より、平成26年3月末までに実施する必要性や当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達する当社のニーズを充足し得る調達手法として、本新株式及び本新株予約権の方式の提案を受け、協議いたしました。この内容は、他の証券会社や投資会社の提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったことなどから、同社を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株式及び本新株予約権について、当社とOakキャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成26年1月29日に行った当社と同社との協議の中で、同社は、当社に対して、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。

なお、Oakキャピタル株式会社が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

また、当社は、Oakキャピタル株式会社から、本新株式の割当日（平成26年3月27日）より2年間において本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であり、その内諾を得ております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、割当予定先の平成26年3月期第3四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

6. 大株主及び持株比率（平成 26 年 1 月 21 日現在）

玉川 昌範	7.66%
小山 静雄	6.81%
スガキコシステムズ株式会社	3.83%
高田 隆右	3.83%
大城 順子	3.32%
株式会社北栄	2.98%
日本証券金融株式会社	2.75%
榎 淳一郎	2.67%
中田 紀男	2.39%
遠矢 康太郎	2.30%

(注) 1. 上記の割合は、少数点第 3 位を四捨五入して算出しております。

2. 大株主及び持株比率は、平成 26 年 1 月 21 日時点の株主名簿を基準として記載をしております。

3. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

4. 割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の表明を受けております。このため、同社の本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定であり、特に本新株予約権の行使により取得する当社株式はより保有期間が短くなる可能性があるため、募集後の大株主及び持株比率は、記載はしていません。

7. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 26 年 3 月期の当社業績に与える影響については、軽微であります。また、今回の資金調達により、平成 26 年 3 月末までに債務超過を解消して上場廃止を回避するとともに、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の中長期的な企業価値の向上につながり、ひいては既存の株主の皆様利益にもつながるものと考えております。なお、来期以降の当社業績に与える影響は、現在精査中であり、判明次第お知らせいたします。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は希薄化率が 120.67%（議決権の総数に対する割合）となり、25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、今回の資金調達につきましては、資金調達の目的の一つである平成 26 年 3 月末までに債務超過の状態を解消する必要があり、「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」を取るには時間的な制約があることから、「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見

の入手」の方法を採用いたしました。そこで当社は、経営者から一定程度の独立した者として、当社と利害関係がない弁護士である熊谷貴之氏（熊谷・田中・津田法律事務所 住所：東京都港区赤坂3丁目21番20号）、当社と利害関係がない公認会計士である橋本誠志氏（パークサイド公認会計士税理士事務所、住所：東京都新宿区新宿4丁目3番15号）、同じく当社と利害関係がない公認会計士である滝ヶ崎裕二氏（滝ヶ崎公認会計士事務所、住所：東京都渋谷区恵比寿南）による委員会（以下、「第三者委員会」という。）を組成し、本新株式及び本新株予約権の発行を実施することについてその必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当該第三者委員会が意見書を作成するに当たっては、当社から提出した資料及び情報に従い、必要に応じて、当社取締役、監査役また、割当予定先その他の関係者に対する質疑応答を行い、当該第三者委員会が適切と判断する方法に従って作成されております。

以上の経緯により、発行決議日である平成26年3月11日に、第三者委員会より当社の取締役会に対して、今回の本新株式及び本新株予約権の募集に係る資金調達必要性及び相当性、調達方法の相当性、発行条件の内容その他の事項の相当性は認められると判断する旨の意見を得ております。

なお、当該第三者委員会の意見の内容及び根拠・理由の概要は以下の通りです。

① 資金調達の必要性及び相当性

本新株式及び本新株予約権の発行による全体としての資金調達の必要性及び各資金使途の必要性及び相当性については、債務超過を解消することに加え、財務基盤を安定させ、事業上の収益体質を確立することを目的とすることについて全体としての資金調達の必要性は認められ、また、各資金使途及び調達金額についてもその具体性及び合理性が認められることから、その必要性及び相当性は認められます。

② 調達方法の相当性

第三者割当による増資を選択した理由については、債務超過の状態であること、元利金の返済が営業キャッシュ・フローと比して過大であることから間接金融ではなく直接金融を選択することに合理性は認められます。また、公募や株主割当といった方法によっては、迅速かつ確実な資金調達が急務である貴社の現況には合致しないことからその選択は合理的な判断であると認められます。次に、新株式と新株予約権を並行募集することに関しては、新株式による資金調達については債務超過の回避するための緊急の資金であり、その合理性が認められ、新株予約権については、希薄化が急激に生じないことや資金需要の発生時期及び規模に応じて、段階的に資金を調達することができるなど、既存株主にとってのメリットが認められる反面、不確実性は低いものと認められるものの資金調達の不確実性は残るが、他の方法との比較という観点においてもその相当性は認められます。

③ 発行条件の相当性

本新株式の発行価額については、市場株価が、原則として、貴社の株式価値を適正に反映しているものといえることから、かかる市場株価を参照することには合理性が認められるとともに、貴社のプレスリリースその他の開示情報及び市場全体の株価動向に鑑みても、貴社の株価に異常又は恣意的な変動があると見受けられず、直近株価を参照することが不合理であると考えべき根拠となる事実はありません。本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーズにおいて一定の前提を置いたうえで、新株予約権の発行条件に従い、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しています。かかる算定は、前提とする事実関係における誤りはなく、また、かかる前提に基づく算定内容も一般的な手法であり、いずれに関しても、特段の不合理な点は見受けられないため、当該算定結果を基礎とする発行価額は、相当なものであると認めることができます。

④ 割当予定先の選定の相当性

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、東京証券取引所市場第二部に上場する投資会社であり、豊富な投資実績を有するとともに、企業投資に付随して、成長戦略の策定や営業支援なども行うなど、投資先企業の企業価値向上のための総合的な支援体制を有しています。

割当予定先における貴社に対する投資方針は純投資であり、株価が上昇した場合には、順次売却を進

め、株式の長期保有又は経営参加若しくは企業支配の意思はないことに加え、貴社の資金需要に応じた新株予約権の行使が見込まれ（株価が行使価額に満たない場合であっても妥当な資金使途であると判断できる場合は行使を実施した実績がある）、払込資金に関する問題もないことから、かかる割当予定先の保有方針及び投資方針は合理的であり、既存株主に対する大規模な希薄化が生じることを考慮しても（上記の保有・売却方針から、結果として50%等の保有比率となる事は想定していません。）、相当なものであると認めることができます。

⑤ その他の重要事項

上記の意見は、貴社作成の資金計画及び事業計画並びに貴社から提出を受けた資料及び貴社からの説明に依拠して作成しており、当職らにおいて独自の調査を行ったものではなく、これらの資料及び情報が、いずれも真実かつ正確であることを前提としています。

また、当職らは、上記取得予定の企業その他の関係者に対する面談、直接の照会等は行っていないため、本書においては、かかる協議・交渉その他の案件としての進捗度合いについて、貴社からの説明が真実かつ正確であることに依拠し、かつ、これを前提としています。

なお、本増資に伴う資金及び事業の計画については、貴社代表取締役との面談を通じて詳細に亙る説明を受けた後、当該説明に基づき、各取締役に対する面談を行うことにより、貴社取締役会として承諾された正規の内容であることを確認しています。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	452百万円	333百万円	116百万円
営業利益	△87百万円	△53百万円	△103百万円
経常利益	△102百万円	△68百万円	△96百万円
当期純利益	△155百万円	△247百万円	△103百万円
1株当たり当期純利益	△2,396.77円	△3,802.44円	△1,756.65円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	5,220.25円	607.75円	△1,148.90円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年3月11日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	65,237株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	140株	0.21%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—

(注) 上記潜在株式数は当社役員向けストックオプションの数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	23,910 円	11,700 円	8,620 円
高 値	31,000 円	22,000 円	13,480 円
安 値	7,400 円	6,570 円	4,700 円
終 値	11,900 円	8,600 円	8,770 円

② 最近6か月間の状況

	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月 (1日～10日)
始 値	12,500 円	12,500 円	13,910 円	17,270 円	15,600 円	13,700 円
高 値	15,000 円	16,710 円	20,000 円	17,600 円	16,300 円	16,000 円
安 値	11,000 円	11,050 円	13,110 円	14,810 円	12,380 円	13,380 円
終 値	12,550 円	14,500 円	17,000 円	15,840 円	13,680 円	14,100 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年3月10日
始 値	14,580 円
高 値	14,580 円
安 値	13,700 円
終 値	14,100 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(5) ロックアップについて

本新株式及び本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社に対して、① 当社は、有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で締結する予定の「総数引受契約」の締結日から6か月間、ロックアップ対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行（ただし、株式分割は含まない。）もしくは交付もしくは処分（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。以下、「本追加新株式発行等」という。）またはこれに関する公表を行わない。② ①に記載の「総数引受契約」の締結日から6か月が経過した日以降、さらに6か月間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株式の発行価額と本新株予約権の行使価額のいずれか低い価額を下回る価額での本追加新株式発行等またはこれに関する公表を行わない。なお、かかる当社の義務は、Oakキャピタル株式会社が保有する当社株式（本新株予約権の行使の結果としてOakキャピタル株式会社が保有することとなった株式を含む。）及び本新株予約権の残高がなくなり次第、消滅する旨の合意をしております。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいいます。

II. 主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

本新株式の発行により、以下のとおり主要株主である筆頭株主が発生する見込みであります。

2. 異動予定年月日

平成 26 年 3 月 27 日

3. 移動する株主の概要

新たに主要株主である筆頭株主となるもの

名称 O a k キャピタル株式会社

その他の所在地等の概要につきましては、上記「I. 5. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」に記載のとおりであります。

4. 異動前後の所有議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合（議決権所有割合）

・O a k キャピタル株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に対 する割合 ※	大株主順位
移動前 (平成 26 年 3 月 11 日現在)	- 個 (- 株)	0.00%	-
移動後	17,731 個 (17,731 株)	23.18%	第 1 位

※ 総株主の議決権数に対する割合は次の株式数に基づき算出し、少数第三位を四捨五入しております。

議決権を有しない株式として発行株式数から控除した株式数	6,460 株
平成 26 年 3 月 11 日現在の発行済株式数	65,237 株
平成 26 年 3 月 27 日現在の発行済株式数（予定）	82,968 株

5. 今後の見通し

O a k キャピタル株式会社は、本新株式の発行により、当社の総株主の議決権の数に対する割合の 23.18%を保有する主要株主である筆頭株主となりますが、同社の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思はなく、当社を関連会社にする意思はない旨を同社より確認しております。

(別紙1)

イー・キャッシュ株式会社
第三者割当による株式の発行要項

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 募集株式の種類及び数 | 普通株式 17,731 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株当たり 金 14,100 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 金 250,007,100 円 |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 金 125,003,550 円
資本準備金 金 125,003,550 円 |
| 5. 申込期日 | 平成 26 年 3 月 27 日 |
| 6. 払込期日 | 平成 26 年 3 月 27 日 |
| 7. 募集の方法及び割当株式数 | 第三者割当の方法により、全ての株式をOakキャピタル株式会社に割り当てる。 |
| 8. 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 神谷町支店 |
| 9. その他 | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。 |

(別紙2)

イー・キャッシュ株式会社
第6回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 イー・キャッシュ株式会社第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金7,564,329円
3. 申込期日 平成26年3月27日
4. 割当日及び払込期日 平成26年3月27日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は53,195株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は5株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 10,639個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金711円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金14,100円とする。但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、

その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成26年3月28日から平成28年3月27日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連

続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金711円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

イー・キャッシュ株式会社 管理部

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 神谷町支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第16項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額と

する。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第12項及び第13項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上